

# 神戸市地域集会所修繕等補助金交付要綱実施要領

昭和49年4月1日  
市民局長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市地域集会所修繕等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業費の算定)

第2条 補助金の額の算出の基礎となる補助対象事業費は、次のとおり算定する。

① 次に掲げる経費を対象とする。

ア 修繕及び改修の場合

建物の主要部分(基礎、土台、柱、壁、はり、屋根、床、天井、階段等)及び  
付帯部分(給水施設、排水施設、電気ガス施設等)の工事に要する経費

イ 新築及び増築の場合

本体工事、建具工事及び設備工事(屋外工事並びに調度品及び備品を除く。)に  
要する経費

ウ 買収の場合

集会所の用途に供する建物(共有部分を含む。以下同じ。)の取引価額(土地  
付建物を買収するときは、全体の取引価額から買収土地の課税台帳登録価格  
を差し引いた額)

ただし、買収建物を速やかに増築、修繕又は改修するときは、当該増築、修繕  
又は改修に要する経費を加えることができる。

エ バリアフリー化の場合

バリアフリー化のための設備(車椅子で利用できるトイレ、手すり、スロー  
プ、点字ブロック等)の設置及び付帯工事に要する経費

ただし、建物以外の箇所における設備の設置については、専ら集会所  
利用を目的とするものに限る。

なお、エのバリアフリー化は、アの修繕及び改修並びにイの増築と併用  
して補助を受けることができるものとする。

② 集会所の修繕等に要する経費から次の額を差し引くものとする。

ア 要綱に定める補助金以外の公的補助金等がある場合は、その額

イ 同一建物で集会所以外の用途に供する部分がある場合は、当該部分の修繕等  
に要する経費

(端数処理)

第3条 補助額の算定にあたっては、1,000円未満を切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第4条 要綱第5条の補助金交付の申し込み及び要綱第10条の補助金交付の申請は、  
2つ以上の自治組織又はNPO法人が連名ですることができる。その場合、代表者  
1名を定めておかなければならない。

- 2 前項により申請する場合、各自治組織又はNPO法人の会の規約等、役員名簿、会員の同意を示す書類を添付しなければならない。
- 3 第1項による申し込み及び申請があった場合、要綱第9条の採否及び予定額の通知並びに要綱第11条の決定通知は、代表者あて送付するものとする。

(提出書類)

第5条 要綱第10条において提出する書類の基準は、おおむね次のとおりとする。

- ア 工事費見積内訳書は、業者の作成したものとする。
- イ 土地所有及び利用に関する書類は、登記事項証明書、契約書等によるものを原則とする。
- ウ 建物所有及び利用に関してもできる限り上記に準じるものとする。
- エ 会員の同意を示す書類は、会員全員の同意書、又は集会所の修繕等について決議した総会の議事録の写しとする。
- オ 自己負担額の保有を証する書類は、銀行等の預金残高証明書に準ずるものとする。

- 2 建築確認通知書については、工事完了までに提出することができる。
- 3 要綱第14条において提出する請書または請負契約書については、契約金額が30万円未満の場合、契約書を省略し、見積書を提出することができる。

附 則

この要領は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。